

## ライフジャケット 貸出要領

### 1. 目的

東かがわ市内に在住または在学する幼児、児童、生徒（以下「子ども」という。）が、東かがわ市のプールや海、川など水辺で活動を実施する際、安全に楽しく活動できるよう、東かがわ市教育委員会が所有するライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 貸出機関

貸出機関は東かがわ市教育委員会生涯学習課とする。

### 3. 貸出物品

貸出物品は、下表のとおりとする。

品番	適正身長	適正体重	サイズ	色	数量	使用用途等
#1127414	85～105cm	記載なし	S	黄	10	カヤック、カヌー、ラフティング用
#1127476	105～125cm	記載なし	M	赤	10	カヤック、カヌー、ラフティング用
#1127477	125～155cm	記載なし	L	青	9	カヤック、カヌー、ラフティング用
HJ82000	100～120cm	15～25kg	M	ヘリブルー	6	小型船舶、マリレジャー、釣り、キャンプ等（小型船舶救命胴衣）
HJ81640	120～150cm	25～40kg	L	ホワイト	6	小型船舶、マリレジャー、釣り、キャンプ等（小型船舶救命胴衣）

### 4. 利用対象等

#### (1) 貸出対象者

- ア 子どもを引率・監督する東かがわ市内の団体
- イ 子どもの保護者または引率・監督する成人

#### (2) 使用目的

使用目的として、次のいずれかに該当すること。

- ア 子どもに対し、東かがわ市内のプールや海、川など水辺でライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。
- イ 子どもに対し、東かがわ市内でライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

### 5. 貸出方法等

- (1) 物品の貸出を希望するもの（以下「貸出希望者」という。）は、貸出を希望する日の3日前までにライフジャケット貸出申込フォーム（東かがわ市）により申出申請をするものとする。

URL : <https://logoform.jp/form/EBaF/1104780>



- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

- ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

オ 幼児、児童、生徒のみの使用であるとき。

カ その他、貸出機関が物品の貸出について不相当であると認めるとき。

- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。貸出及び返却に伴う事務手続きは、東かがわ市教育委員会生涯学習課にて、行うこととする。
- (4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

## 6. 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

## 7. 貸出料

貸出料は、無料とする。

## 8. 損害賠償

借受者の故意または不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

## 9. 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

## 10. その他

- (1) 借受者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

## 11. 施行期間

この要領は、令和7年6月25日から施行する。

## ライフジャケット使用に関する留意事項

1. 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。  
また、危険な場所においてや、気象注意報、警報発表時には使用しないこと。
2. 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
3. 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関へ報告を行うこと。
4. 物品の使用後、借受者は以下の作業を行うこと。
  - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
  - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
5. 借受者は、第三者に転貸してはならない。